

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第6回）議事概要

日 時：平成21年7月30日（木）10時00分～12時00分
場 所：水資源機構 中部支社 4階会議室
出席者：国土交通省 中部地方整備局 河川部長（座長）
岐阜県 県土整備部長
岐阜県 都市建築部長（代理：次長）
愛知県 地域振興部長
愛知県 建設部長
愛知県 企業庁水道部長
三重県 政策部長（代理：交通・資源政策監）
三重県 県土整備部長
名古屋市 上下水道局次長（技術本部長兼務）
独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

配付資料：「議事次第」「構成」「出席者名簿」「配席図」「規約」

■ 説明資料：

- 資料-1 木曽川水系連絡導水路事業の環境への影響検討について
- 資料-2 木曽川水系連絡導水路に係る三県一市副知事・副市長会議 議事概要等

■ 参考資料

- 参考-1 木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第3回）議事概要
- 参考-2 木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第4回）議事概要
- 参考-3 木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第5回）議事概要

議事要旨

- 1. 名古屋市から公開討論会及び討論会後の対応方針について説明があり、これに対して意見があった。

【名古屋市説明】

- 8月2日の公開討論会では、名古屋市から主に、名古屋市の水需要と水利権、渇水時の水利調整、導水路に係る費用などについて、説明する予定である。また、応募のあった方から抽選で選ばれた100名の一般聴講者のほかに、事業にかかわりのある方にも話を聴いていただく予定である。
- 公開討論会は、結論を得るために大きな要素ではあるが、この連絡導水路事業は、非常に専門性の高いものであるので、公開討論会後も幅広く意見を聞く必要があると考えている。また、

事業に關係する国や三県との必要な調整を行っていかなければならぬと考えている。

- いずれにしても、国や三県を始めとする関係者のみなさまにご迷惑とならないよう、できるだけ早く結論を得たいと考えているが、影響が大きい事業であるので、慎重に判断していきたい。

【意見等】

- 公開討論会は、名古屋市が利水事業者として、連絡導水路事業に参画するか否かを判断するうえで参考とするために開催するものであることを確認した。
- 最終的に名古屋市が撤退を判断した場合には、これまで導水路を必要としている説明に対し、論理的なデータを用いて見直すこととなった理由を説明していただく必要があるとの意見があり、名古屋市より説明責任があるとの回答があった。

2. 環境への影響検討について国・水資源機構より下記の説明があつた。

- 環境への影響検討の結果は、「環境レポート（案）」として取りまとめて7月31日に公表し、約1ヶ月間の供覧を行い、併行して連絡導水路沿線市町への意見聴取を行う。また、8月12日には岐阜市内において説明会を開催する。
- 供覧、沿線市町への意見聴取等の後、この結果も含めて岐阜県への意見聴取を行い、その後、頂いた意見を踏まえて、速やかに環境レポートを取りまとめる予定。
- なお、5月7日に開催した、第2回事業監理検討会において追加検討を行うこととした、通常時は長良川に導水せず直接木曽川へ導水し、異常渇水時の緊急水の補給時に限り長良川へ補給する案も含め、環境への影響は小さいと評価された。今後、供覧・意見聴取の結果を踏まえ、水資源機構としてはこの案を主に、調整を進めることとした。

3. 三県一市副知事・副市長会議の議事概要等

7月10日に開催した副知事・副市長会議の議事概要について事務局より報告があった。また、会議において出された意見について、8月2日に開催される名古屋市公開討論会において参考となるように、下記について各々より具体的な説明がされた。

- 1) ダム計画上の開発水量と現在の水需要を比較して「水は十分ある」との議論について
 - 現在のダム計画上の開発水量は、昭和40年代以前の河川流況のデータにより検計算定されたものである。
 - 近年の少雨化傾向を反映した供給可能量を見ると、名古屋

市の都市用水においては、ダム計画上の開発水量に対して、10年に1回程度の渇水に対する実力は約7割まで低下。平成6年渇水に対しては約5割に低下。

- 現在の水需給バランスは、この実力の低下した供給可能量と需要量を比較する必要があり、決して水余りの状況ではない。さらに、平成6年渇水に対しては供給可能量が大きく不足している。
- なお、水利権の更新にあたっては、需要予測との供給可能量の実力に合わせた、減量の変更手続きを進めている。

2) 今後の渇水調整のあり方関連

① 平成6年の渇水被害

- 平成6年の渇水時には、水道用水においては、知多半島等で最長19時間断水、瀬戸市等の約380,000戸で断水、岐阜県の約600戸で断水、約2,700戸で出水不良、名古屋市内の約75,000戸で出水不良の被害が発生した。
- 工業用水については、愛知県約303億円、三重県約150億円の被害が発生した。
- 農水産物等における被害は、愛知県約25億円、三重県約10億円、岐阜県約28億円であった。
- 異常少雨の影響の他、河川水の取水制限を補うために地下水が汲み上げられ、海拔ゼロメートル地帯を含む広範囲な地域で地盤沈下が生じ、水害に対する危険性が拡大。安易に地下水取水に頼ることは国土保全上問題である。

② 平成6年渇水時の既得農業用水の懸命の努力

- 平成6年の渇水では、農業関係者の理解の下、既得農業用水において60%節水という非常に大きな協力をいただいたが、そのために土地改良区を中心に各農家にいたるまで水管理の徹底、蓄水の強化、排水の再利用など懸命の努力を強いられた。
- 平成6年は、既得農業用水も大きな痛みを伴ったが、あくまでも未曾有の渇水に対する異例の措置であり、60%もの節水協力をいただいたことを前提とはできない。
- 市長は農業用水と調整すると言っているが、その考えは水道用水の被害を農業用水に一方的に押しつけることであり、農業・農家をあまりに軽視しているのではないか。

③ 木曽川水系連絡導水路の効果

- 導水路の完成によって可能となり、各県が等しく恩恵を受けることが出来る水系総合運用により、10年に1回程度

発生する渇水時においては、取水制限が回避され、平成6年のような異常渇水時においても、木曽川上流ダム群の枯渇は回避されると考えられる。

- 名古屋市が、平成6年のような異常渇水時において水系総合運用の恩恵を受けられない場合、名古屋市が木曽川上流ダムに有する容量は空になり、もし、自流水利権のみの取水となつた場合には、節水率は約5割に達すると想定される。

4. その他

- 1) 水機構法第13条に基づき、事業実施計画の変更を行うにあたっては、利水者の意見の聴取と費用負担の同意、関係知事に協議を行うことが必要であると水機構から説明があった。
- 2) 名古屋市は公開討論会開催後速やかに国・水機構及び三県に状況の報告をする。

以上